

第五回國會議院 文部委員會會議錄 第十九号

昭和二十四年五月十六日(月曜日)
午後四時三十分開議

出席委員

委員長 原 彪君

委員 堀一君 堀佐藤 重雄君

委員 伊藤 康治君 堀國谷 光衛君

委員 水谷 昇君 堀松本 七郎君

委員 堀松本 修君 堀今野 武雄君

委員 長野 長廣君 堀船田 幸二君

委員 岡田五門君 甲木 保君

委員 黒澤宮次郎君 田中 啓一君

委員 庄司 一郎君 平澤 長吉君

委員 若林 義孝君 受田 新吉君

委員 森田 辰男君 小林 運英君

委員 渡部 謙通君 松本六太郎君

出席國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員

文部政務次官 柏原 義則君

(學校教育局長) 飯木 幸弘君

(社會教育局長) 榮沼 直君

文部事務官

委員外の出席者

專門員 武藤 智雄君

專門員 横田重左衛門君

五月十六日

手賀康治君及び船田幸二君が理事に

追加當選した。

本日會議に付した事件

理事の互選

國立學校設置法案(内閣提出第一三

〇号)

社會教育法案(内閣提出第一五八号)

(予)

第一類第八号 文部委員會會議錄 第十九号 昭和二十四年五月十六日

〇原委員長 これより開議を開きます。

〇水谷(昇)委員 理事の選挙は、その

手続を省略いたしました。委員長にお

いて御指名あらんことを望みます。こ

の動議を提出いたします。皆さん、御

賛成を願います。

〇原委員長 ただいまの水谷君の動議

に御賛成ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

〇原委員長 それでは手賀康治君及び

船田幸二君を理事に指名いたします。

〇原委員長 國立學校設置法案の質疑

を継続いたします。

〇庄司委員 委員長より発言の御許し

をいただきました。ただいま議題と相

なっております國立學校設置法案の

一部を、この際次のように修正するこ

とを提議するものでございます。すな

わち本法第二章國立大學、第三條充

包括學校の中の仙台工業專門學校、宮

城師範學校、宮城青年師範學校を削

る。しかし別表第四に次の三校を加

えます。仙台工業專門學校一七三人、

宮城師範學校二〇九人、宮城青年師範

學校二一人と、以上のごとく修正動議

を提出するものでございます。

理由は、この三校はそれ〇沿革、

歴史及び傳統等を有しております。今

同宮城地方議會及び仙台市會の決議要

素等もございまして、かつまた三校の

教授、学生、生徒及び卒業生同窓會等

の渾然一體化する熱意もござい

ます。この後、もしそれを以上のごと

く削るといふ御承認を頂戴した場合

は、一層學校内容、施設等の改善及び

充實をはかり、大いに將來有益なる國

家の人材の養成のためにそれ〇この

三校を維持せんとするものでございま

す。何とぞこの際先賢同僚諸君の御理

解を賜りまして、この修正動議に御

賛成あらんことをお願い申し上げます。

〇原委員長 ただいまの庄司君の動議

に對し、當分の御意見を承ります。

〇飯本政府委員 東北大學の中に、た

だいま仙台工業專門學校、宮城師範學

校、宮城青年師範學校を入れてござい

ますのを削つて、旧制のまま存置する

この点について一言申し上げておきた

と思います。

ただいまの御提案理由の中で、仙台

工業專門學校、宮城師範學校、宮城青

年師範學校の生徒、教職員全部、これ

に一致して同意しているというお言葉

でございまして、これにつきまして

は、先般正式に文部省には、工業專門

學校の方につきましてはその以前に、

それから宮城師範の方からはその後

に、東北大學との間に合併の路がま

まつたといふはつきりした申出があり

まして、この原案をつつたのでござ

いまして、その後内部的に多少の動搖

を來しておりますこと、特に宮城師範

におきまして動搖を來しておりますこ

とは存じておりますが、正式に學校か

らには、いまだ文部省に對しましてこ

筋の申入れを撤回する申出は今日まで

ないのでございます。この点をひとつ

申し上げておきたいことと、それか

ら文部省にいたしましては、できるだ

けこの切にかえて行きたいという熱

意を大學に切りかえて行きたいという熱

意を持つて参つたのでございまして。特

にこの併合の形式におきまして、むり

な点があることは認められますけれど

も、この際大學に外格して行きたいと

いう熱意を持つておるものでございま

して、特に教員養成の學校におきま

して、もし日本中の全部の教員養成機

が、教育學部もしくは學藝學部になり

ます場合に、宮城師範だけ一つ教員養成

所として残りますことは、私どもとし

てまことに残念なことではございませ

す。特にこの点は議會におきましても

申し上げましたように、一昨年でござ

いましたか衆議院の文教委員會におき

まして、將來の教員養成、師範學校の

切りかえのあり方につきましては、原

則として綜合大學の教育學部にするこ

とを御決議になつたのでございませ

して、私どもは多少のむりがありませ

が、その御決議の線に沿ひまして今日

まで努力して参つておるのでございま

す。何とぞこの際先賢同僚諸君の御理

解を賜りまして、この修正動議に御

賛成あらんことをお願い申し上げます。

〇原委員長 ただいま政府委員の御意

見の発表がありました。予算關係は

政府が予算に關する適當な措置をとれ

れば、現在これらの學校におります

先生その他を入れて合せて定員は約五

百名であります。この定員の總額か

ら言いますと四百七名になるのでござ

いまして、九十三名の人がこの法律公

布の日からその學校におきましては予

算がないので、出血のやむなきに至

るのでございまして。もちろんこれは具

体的な人事といつたしましては、全体とし

て定員が減るわけではございませんで

、他の學校に轉任なり、もしくはいろいろ

な方途をできるだけ講じて、私ども

はもし議會がこの御決議をなされませ

れば、文部省もその意味におきまして

十分責任を感じまして、實際先生方の

行き場所につきましては、最大の努力

をいたす覚悟でおるのでございませ

けれども、もし万一これがそのようにな

りました場合には、やはり具体的な人の

問題であります。これはいかに努力

いたしまして、必ずしも短時間の間

にその措置をとることは非常に困難で

あると私ども想像するのでございま

して、その際のことを考えますと、押し

迫つてそういうような状況になること

に對して、非常に困つた状態が起ると

考えるのでございまして。以上のような

關係におきまして、私どももいたしま

しては、できるだけこの際原案通り進

めたのでございまして。以上を御理

解を賜りまして、この修正動議に御

賛成あらんことをお願い申し上げます。

〇原委員長 ただいま政府委員の御意

見の発表がありました。予算關係は

政府が予算に關する適當な措置をとれ

れば、現在これらの學校におります

先生その他を入れて合せて定員は約五

係の予算は、先般私がこの委員会におきましてお述べしたように、それらの予算を獲得されておるのでありますから、それらの予算より分額の予算支出をすればいいのであります。不肖私長い間予算委員の体験を通して、そういうことが出来るのでありますから、予算の上において鉄筋コンクリートにふち当るおそれがあるじやないかと、御発表がありました。それは政府の善処によつて、いかようにも解決のできる問題であると思ふのであります。また行政整理関係、その他において教員の出血を見るような不幸な事態がありました場合は、これは余儀ないことであるけれども、できるだけ有難なるところの教師諸君を適当な学校に配属することに、文部省があくまで善処されることによつて、ある程度食い止めることが出来ると思ふのであります。それから文部省方面に、ただいま修正勧諭の議題となりました件に關して、三校よりそれらの報告があつた。そういうお答えであるけれども、それは文部省という官の力をもつて、当該校長とか、そういうものを圧迫したと言へば語弊があるから、圧迫したとは申しませんが、それは自由なるところの自由意思の発露によるものではないのであります。現に私は各校校長さんや教授陣に会つて、そういうことを聞いております。また卒業生の諸君、同窓会の諸君、あるいは学校の生徒諸君、いずれも私の方に電報をくださったのであります。それらによつて、宮城縣は私の郷土でございますから私は何人よりもよく宮城縣の事情を承知しておりますが、学校当局、卒業生の同窓会、生徒生徒諸君

も、三位一体になつての諸願であります。現に本國会に衆議院議長あてに、仙台市長及び学校長は、それらの會長という肩書のもとに諸願が出ておるのであります。それらの諸願がまだ本委員会の御都合によつて上程されておられませんけれども、それらの諸願をもし文部當局が國会の方より借覽されてごらんになりますれば、いかにたたいま本員が提案した修正通りに、熱烈なところの要項を彼らが持つておりますかというところ、御了察を得ることのできると思ふのであります。

○熊本府委員 文部省が圧迫しておるといふ点でございますが、私も何とてかして大学にしたいという熱意から相当お願いをいたしました。またお話し合いをいたしましたので、客観的に一面文部省の圧迫であつたというようにお考えになります。ことごとくきましては、私も強く非難は申し上げないつもりであります。ただ仙台工業専門学校につきましても、最初に東北大学と合併するという案がとつたのでございまして、その後学校の事情等によりまして合併を断念いたしました。そこで文部省といつたしましては関係方面とも話し合ひの末、もし合併することになるならば、いわゆる九十八條の規定によつて、従来通りの専門学校として残ることについてはさしつかへないというところをばつきり申し上げまして、それに対して学校からも、そのようにいたしますというしつかりした返答を得たのでございます。その後何ら文部省では東北大学との合併を断念した事実はないのでございまして、これに對しまして学校から突然自発的に、合併の話し合いができたからというので、東北大学と両者が参りまして、私どもの方に合併案を提示したのでございまして、少くともこの工業専門学校の第二回目の合併につきましては、何ら文部省は積極的に合併を断念したという態度には出なかつたことだけを、こゝではつきり申し上げたいと思ひます。

○水谷(興)委員 ただいま熊本府委員から御説明があつたのによりまして、たゞいまの三校を分離いたしますと、教員の数が九十数名これを整理しなければならぬというようなことであつたのであります。それはたゞいま庄司委員からの修正意見によつてそういう整理をしなければならぬ人が出て来るのであります。そういう場合に分離するのでありますから、元のまゝの教員数にしておくとはいへないのか、この点をお伺ひいたします。

○熊本府委員 旧制のままで残りますと、たとへば師範学校について申し上げますと、師範学校の現在の二年生と三年生だけの学級組織になりました。その三分の一は当然これは学級減になりますから、その関係におきまして現在の教授数は当然このまま持つて現存のことができません。今度新制大学全体として、旧制の分につきましては、一般の学校につきましては二割、高等学校におきましては五割減という人員を減少いたしました。その分だけ今度は新制大学の新しい教授組織を構成するといふ形になるのであります。宮城縣師範とか工専とか、それだけににつきましては、実際学級編成がないのでありますから、予算上落さな

いわけには参りません。またたゞいま庄司委員から御提示になりました予算案につきましては、今お読み上げになりました数字は、明確に現在の全部合せました五百人の数から二割減した四百三名に事案なつておるのであります。これは具体的な事実としてそういう結果が起つて来るということをし上げたのであります。

○國谷委員 今熊本府委員の説明によりますと、二年以上の学級組織といふのであります。旧制の一年の募集はできないのです。

○熊本府委員 九十八條において残ります専門学校は、従来の通りで参ります。入学資格が旧制の中学校五年終了をもつて入学資格としておるのであります。新制高等學校がございしたので、新制大学及び旧制の専門学校におきましては高等學校の終了者を入れることになりました。従つてその下の一年がどうしても切れるのであります。従つて三年を置くといふことはできないのであります。もしやるとすれば二年生に対する補欠募集とかいふような程度でありまして、一年生の募集はいたさないことになつております。

○原委員 是に庄司君の動議に對して御発言がありますか。

○熊本(七)委員 庄司委員にちよつとお伺ひしたいのですが、これを除いたあと、この問題についてさらに大学設置委員会等で審議をしてその結論が出るまで、この国立学校設置法案の審議の結論を出すのを待つてというお含みがあるのでしょうか、この点ちよつと伺ひたい。

○庄司委員 お答え申し上げます。ただいま私の提出しておる修正意見のごとくもし幸ひに各位の御賛成を得て、この三つの学校が現つたような場合、先ほどはきかめて抽象的な言葉をもつて最後の結論を申し上げましたが、この三校がそれぞれ、各学校の内容を改善充実し、將來大学設置委員会等のお認めを受け得る場合に準じて進歩した場合には、むしろ單独の三校合併の大学がござることであり、またそういうことを宮城縣において、あるいは関係者等ごとく熟慮しておる次第であります。

○伊藤(通)委員 庄司委員のたゞいまの動議は、その採決に關しましては本日は留保していただきます。

○千葉委員 留保とともに希望があります。私も留保に賛成するものであります。文部當局と民自党の間にもまだ十分了解がついておらぬように思ひます。各派おいでになります。災障問題として民自党が多数でございますから、民自党と文部當局との了解は、この問題をスムーズに進めるのに非常に大きな力になるのでございまして、この調整がまだ満足についておらぬといふことになりまして、ここに非常に大きな問題になるのでございまして。庄司委員もわれわれの親愛なる同僚であるとともに、文部大臣も文部政務次官もわれわれが待つておるのでございまして、われわれがたゞいまここで強引に庄司氏の提案に對して無了解のまま賛成をするようなことがありますれば、非常にその結果は憂慮すべきものがあると思ひます。いま一日これに時間を與えて、たゞいま発表されました條件の上に立つて、さらにわが党内の調整ができればそれに對したことはないと、地元にも関係なし、また文部當局にもわが党という関係以外に何もな

い、われ／＼はまったく純正な立場にあるものとして、そうした取扱いを希望するものであります。

○原委員 ただいま伊藤君、千賀君から御発言がございましたが、同じ党派でございますので、庄司君、その動議の採決を留保することを御了承願いたいと思ひます。

伊藤君及び千賀君の庄司君の動議の採決を留保すべしという動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員 それでは留保することにいたします。

○小林（逓送）委員 国立学校設置法に關連をいたしてはおりますが、私は委員長にこの際議事の進行に關しましてお尋ねを申し上げたいのであります。またこの件に關しましては文部當局も必要があつたら御答弁を願ひたいと思ひます。

われ／＼は國會におきまして、先般來い／＼問題がありましてい／＼の法案につきましてその筋の了解を得ることになつておりますが、われ／＼國會はその筋のG Sとの關係だけにしたい。というのは、これはわれ／＼國會側としてもそうでありまして、また關係方面の意向としてもそういうお話し合いがあつたことを聞いております。従ひましてわれ／＼は本案の修正であるとか提出等につきまして了解を得る場合にはG Sの了解だけで進みたいといふことが、すでに委員長會議あたりでは決定されておると考えておりますが、その通りで間違ひないかどうか、委員長にこの際確かめておきたいと思ひます。

○原委員 小林君にお答えいたします

すが、満目の常任委員長會議におきましては、國會より法案を出す場合、その他修正の場合には必ず渉外課を通じて、法制局長を通じてG Sに折衝し、その他のセクションには單獨で行つては困るというところを、常任委員長會議の事務局長より発表がございました。そのことは満目の委員會におきましても皆様に申し上げたつもりでありまして、その線に沿つて進んで行きたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 お答えいたします。ただいまの御質問は國會と關係方面との關係でありまして、政府と直接關係がないことじやないかと思ひます。

○小林（逓送）委員 この国立学校の問題に關しまして、私は上田鐵雄専門学校を上田鐵雄大学にするように原案を修正すべく關係方面に成規の手続をとつて了解を求めましたところ、本日國會の成規の手続を経て關係方面の了解を得ておりました。この問題につきましては本日これが修正の動議を出してこ

ては、い／＼委員會の委員の方々とお話し合いの上決定をいたしたいと思ひますが、事案におきましてはさうな経過になつておりますので、委員長はこの際これを承認しておいていただきたいと思ひるのであります。

○原委員 小林委員よりの御発言は承つておきます。その手続の面に當つた渉外課長を呼びまして明確に承りた

と思ひます。

○小林（逓送）委員 ではこの委員會において渉外課長を呼んでいただきまして、公開の席上で確認をしていただきたいと思ひます。後刻でもつけこります。

○原委員 法制局長も呼び出すことにいたしました。——ただいま小林君から御意見のありました法制局長に発言を許すことに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○入江法制局長 ただいまの件につき

ましては、私の方は經由せずに、當委員會とそれから渉外課を通じて關係方面に意思の表示があつたものと考へます。大體關係方面からは委員會に対する意思表示は法制局長を通じてすることになつておりますが、委員會側の方から關係方面への連絡は從來通りといふことで、おそれるこの委員會でおき

きめになつたことを渉外課を通じて從來の手続で向うへ折衝したものと思ひますので、その間の経緯は渉外課の担当の方にお聞きを願ひたいと存じます。

○小林（逓送）委員 ただいま法制局長からの御話は承りました。先ほど私が委員長にお尋ねしたことも承りましたから、さらに渉外課長が参りましたら、そのときにここに呼んでいただいて、その關係をはつきりしていただきたいと思ひます。以上お願いいたします。

なおこれに關連いたしました、私は先般国立学校設置法に關しまして、質疑を懸念いたしておりますので、これを委員長はお忘れないうちに、留保しておくことを重ねて申し上げておきます。御了承を願ひます。

○原委員 了承いたしました。国立学校設置法案に対する本日の質疑はこの程度にとどめて、社会教育法案を上程したいと思ひますが、御

異議ありませんか。

○原委員 それではさうとりはか

らいます。

○原委員 社会教育法案について御

質疑はございませんか。

○鈴木（七）委員 せんだつての文部大臣の提案理由の説明にも述べられておりましたように、学校教育に並んで社会教育を大いに伸張しようという趣旨にのつとめて、この法案が出ておると思ひますが、この第三條にも「すべ

る國民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」といふふうにまことに理想的に掲げてあるわけでありまして、第四條におき

まして、「予算の範圍内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつたを行ふことができる」という規定もありまして、そこです第一にわれわれが指摘しなければなりませんし、また大臣の御決意を伺つておきたいのは、うづな設備を法案で掲げても、實際にいつも法案の裏づけとなるところの予算的措置がとられている。この社会教育をうづなに行つたために、その設備の充実ははかるに足るだけの予算的措置を、今後いかににされるかと

いふ点、またせつかく予算が伴つて設備がかりつばにできません。現在学校にも行かれない。学生自体もそうであるが、青少年、成人たちは、日常生活が非常にきつてくつである。休み中といふなども、あるいは家の仕事をやらなければならぬ、あるいは畑仕事をやらなければならぬといふので、生活にゆとりがありません。せつかく

施設ができて、これを利用するだけのゆとりがなければ何にもならないわけでありまして、その人たちの生活の余裕をどのようにしてつくつて行こうとするか、そういう條件が整つて、初めてこの法律も生きて行きますし、その施設もその目的を達成することができ

ると思ひのであります。これらの点についての文部大臣の御見解を伺つておきたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 お答えいたします。まず予算の点であります。予算的措置が十分でありまして、せつかくこ

ういふ法案ができても、十分の効果をあげ得ない。これは私もまったく同感であります。しかし御承知のよう

な今日の日本の経済財政の状態におきましては、文部省が考へておるような予算的措置は非常に困難な状況にあるわけでありまして、従ひまして最初から

予定された通りの予算的措置を講じ、十分の効果をあげることが、実は非常に困難ではあります。しかしいかに少くとも、できるだけのことで始めて、できるだけのことをやるというこ

とが、この際必要ではないかといふことで、この法案を早く提出したわけでありまして、日本の財政経済といえども、今日のような状態がいづまでも続くというわけではございませんので、

これが改善されるに従ひまして、予算的措置もだん／＼に文部省の計面に沿つてできるものになるだろうという予想を持つておきまして、それに全力を注いで行きたい、こう考へております。

それから社会教育を実施するにいたしましても、地方の青年の生活の余裕が今日のようでは、とうてい十分で

ないだろうという御質問であります
が、確かに今日の日本の関係のみじめ
な実情から申しますと、そういう懸念
が非常にあるのであります。しかしこ
れもやはり日本経済が今非常な危機に
あり、これを再建しなければならぬ
重大な時期に臨んでおる際であります
から、十分のことはできないのであり
ます。この危機を乗り切つて、再建が
だん／＼効果を現わして行くに従いま

まだ行政廳の配下にだん／＼置かれるような傾向が強いのであります。ところが、いつのときに、何としてもこの教育委員會を自主的に向上発展させなければならぬ。そういうときにこの社会教育の面でも、地方公共団体の長が教育委員會を牛耳るというよりなおそれが生ずると思うのであります。これらの点について御意見を伺いたいと思ひます。

よりな、そういう特殊な関係に立つものとは実は考えないのでありまして、むしろこういう規定によりまして教育委員会の持つております有効な手段というものが第七條によつて端的に示されるということを考えて、こういう規定の仕方をしてた次第であります。

○松本(七)委員 それと同じような問題ですが、第二章の社会教育関係団体

いは助言を與へるといふより、な形で干渉を行ふことを避ける意味でございまして、いわばその干渉等を事前に防止する意味を多分に含んだつもりなのであります。それから第十四條の方は、なるほどお説の通りこういう規定がなくてもサーピス・センターとしての活動をいたします文部大臣及び教育委員会につきましては、報告資料等は十分集まつて来ると思ふのですが、サーピ

号に「社会教育に関すること。」といふ規定があるのであります。これはやはりこの「推恩により」という條件をかなければならないのではあるまじか。またこれと同じことが第二十八條にも言えるのであります。すなわち「市町村の設置する公民館の館長その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。」となつております。これも教

かし今日のような状況のもとにおいても、決して全然そういう余裕がないというわけではないと思います。はなはだ不十分ではありまじやうが、やはりその少い余裕を十分に生かしまして、社会教育的な効果をあげて行きたい、こゝろ考えてやつておるわけでありま

よう、どうやらはらの規定でありまして、地方公共団体の必要といたします私報宣傳のうち、たとえば供米の促進であるとか、あるいは貯蓄の奨励というような事柄についても、その実際の実施の方法は教育委員会の方でいろいろ便宜あるいは器材を持っている場合が多いのでありまして、その実際の手

び教育委員会は、社会教育関係団体のために必要資料の作製及び調査研究のために必要と報告を求めることができる。」となつ

すために、各種の団体がこれを利用する
ためには、各種の団体から預けなく
網羅的に資料が集まつて来なければな
らないのでありまして、そのためにそ
れらの団体が意図的に資料の提供をせ
るようなことをぜひ避けてもらいたい
という趣旨なんです。そういう
意味でこの両方の條文ができておる

委員余及び学校その他の教育機関職員、の任免その他の人事に関する」と。「は教育委員会が決定する。し」と。その場合において「教育長に対し、問長と推薦を求めることができる」となつてゐるのであります。この間矛盾があると思ひますが、この点ついてお預けします。

的に質問したいと思います。次に第七條であります。この規定で「地方公共團體の長は、その所掌事項に関する必要なる広報傳で視覚聽覺教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適當とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し又は実施の協力を求めることができる」

る。おなじく第1条に「全日本にわたる本邦の児童が便宜である場合が、非常に多いのである。従ひまして第七條のような規定がありませんと、地方公共団体の長がその施策の實施に非常に困るであらう」という意味で、第七條が規定されておるわけであります。第八條の方ではちやうどその逆の場合でありまして、この場合はむしろ社會教育を向上

しも文部大臣あるいは教育委員会に對して何か技術のあるいは専門的な指導と助言を得ようという希望がある場合には、當然それに必要の指導資料の作製あるいは調査研究に必要な報告は、進んで関係團體の方からすると思ひます。もしそういう助言を得ようとするならば、當然そういう資料を提出して

○松本(七)委員 次は第十五條に「郡道府縣及び市町村に社会教育委員を置くことができる。」二項に「社会教育委員は、教育委員会が委員長の推薦により、社会教育関係団体の代表者及び学識経験者のうちから委嘱する。」となつております。ここで問題になるのは、「教育長の推薦により」ということは、

○衆議院教育委員 御指摘の三箇條に
ござまして教育長の推薦ということが
参りますのは、社会教育委員の性
によるのであります。第三章の社会
教育委員の建前におきましては、教
育委員の諮問を受ける合議体ではあり
ますが、教育長を通じて助言を教
育委員会に申し出るような形になつて
るわけであります。そのためにいわ

第八條が主にならなければならぬのではなからうか。教育委員会がその必要な場合に関係行政廳に対して必要な資料の提供を求めたり、あるいは協力を求めるということが、主体でなければならぬ。第七條の方でこういう規定がありますと、教育委員会が自主的に發達することを阻害するおそれがある。

人の社会公民生活が向上して参ることで、また社会教育が進歩するゆえんでもありますので、従つてその間に切り離せない関係があるというので、こういう規定が生きて参つたのであります、いづれが先、いづれがあととは申せない関係に相なるわけであります。

第七條と第八條とを入れかえまして

財源を求めて来ると思ふのであります。そこでわざ／＼報告事項として第十四條に文部大臣がこれを求めることのできるという規定は必要だと思ふのですが、この点に対する御意見を承りたい。

○衆政政府委員 第十一條に「求めに應じ」ということをわざ／＼入れたのことは第二章の社会教育関係團體につきま

これは教育委員会法と矛盾いたしました。すなわち、教育委員長の趣旨に反すると思われ、教育委員会の趣旨に反すると思われる点があるものであります。すなわち、教育委員会法の第四十九條には、「教育委員会は左の事務を行う。但し、その場合において、教育長に対し、助言」と推定を求めることができる。」といふように教育長の方へごく受動的に

それから公民館の職員の場合、それは官廳その他の職員と違ひまして特別な資格のある職員ではございせん、その他一般の地方公務員と様には、これは教育委員会法にありまると同様の地方公務員の任免の規定

あつたにないが、現在でも、季節を通じて、
がせつかくできましたけれども、まだ

あるいは教育委員会が優先するという

が、求めもしないのに進んで指導ある

なつてゐるのであります。そうしてその
のいくくは項目をあげてその第十四

合せまして、教育長の推薦によつて命するよりにいたしておるのであり

して、その間に教育委員会が同じ任務をいたしますにしても、社会教育委員と公民館の職員との間に差があるのであります。なおこの二つの場合について、教育長の推薦によるということを用いることがいいか悪いかにつきましては、本質論としては相当議論の余地のあることは、私どもも実は感じておるのであります。原案としては一通り筋が通つておるとは考えておるのであります。なおかつその間に検討すべき余地のあることは私どもも十分感じておる次第でございます。

○松本(七)委員 大体この程度にしておきまして、あとは次会に譲りたいと思います。

○回答委員 社会教育法案の審議は明日に継続することにして、明日はこれにも散会されるよう動議を提出いたします。

○原委員長 四谷君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員長 それではこの程度で散会いたします。明日は午後一時より開会いたします。

午後五時十九分散会

昭和二十四年七月十七日印刷

昭和二十四年七月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局